

知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部  
知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価  
方法書に関する関係市町長意見

（東浦町長意見、大府市長意見、刈谷市長意見）



23 東環第 980 号  
平成 24 年 1 月 12 日

愛知県知事 大村 秀章 様

東浦町長 神谷 明彦 様

知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成 24 年 1 月 4 日付け 23 環活第 332-4 号で照会のありましたこのことについて、意見はありません。

担 当 環境経済部環境課  
環境衛生係 石川・小田  
電 話 0562-83-3111 内線 283・284  
F A X 0562-84-6421





23大環第1200号  
平成24年1月11日

愛知県知事 殿

大府市長 久野 孝保



知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター  
整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成24年1月4日付け23環活第332-4号で照会のありました見出しの件  
について、下記のとおり回答します。

記

本市では、「すべての生命が共生できる都市」を目指す第2次大府市環境基本計画  
に基づき、循環型の暮らしの実現を基本方針として、ごみの減量化、資源化に努めて  
いる。分別の変更などの施策により、ごみの量や質については変化してきているが、  
焼却処理の必要性は変わらない。

本市のごみを処理する東部知多クリーンセンターは平成元年度供用開始と、設置か  
ら既に20年以上を経過し老朽化が進んでおり、安定的なごみ処理の継続のためには  
施設の更新が必要である。

施設の更新にあたっては、周辺地域の状況を十分把握したうえで、最新の環境対策  
により、住民の生活環境に配慮した安全性の高いごみ焼却施設とされたい。

また、今後とも住民意見の把握に努めるとともに、方法書に記載されている事項に  
ついては、適切な対応をされたい。

連絡先 大府市市民協働部環境課環境衛生係 電話0562-45-6223





刈環第464号

平成24年1月12日

愛知県知事

刈谷市長 竹中良則



知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成24年1月4日付け23環活第332-4号で照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

- 1 市民の生活環境に対して十分な配慮をするとともに、環境保全に関して万全を期すこと。
- 2 図書の作成及び説明に当たっては、市民等にわかりやすい内容に努めること。
- 3 今後とも住民意見の把握に努めるとともに、意見が寄せられた場合は十分に検討し説明すること。

連絡先 経済環境部 環境課 環境保全担当  
電話 0566-62-1017  
FAX 0566-24-3481  
電子メール kankyo@city.kariya.lg.jp

